

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 令和4年9月28日

【中間会計期間】 第19期中(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

【会社名】 南部富士株式会社

【英訳名】

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森 澤 倫 典

【本店の所在の場所】 岩手県八幡平市大更第47地割34番地2

【電話番号】 0195 - 76 - 3151

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 森 澤 倫 典

【最寄りの連絡場所】 岩手県八幡平市大更第47地割34番地2

【電話番号】 0195 - 76 - 3151

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長 森 澤 倫 典

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期中	第18期中	第19期中	第17期	第18期
会計期間	自 令和2年 1月1日 至 令和2年 6月30日	自 令和3年 1月1日 至 令和3年 6月30日	自 令和4年 1月1日 至 令和4年 6月30日	自 令和2年 1月1日 至 令和2年 12月31日	自 令和3年 1月1日 至 令和3年 12月31日
売上高 (千円)	25,000	30,000	30,000	52,500	60,000
経常利益 (千円)	3,591	3,841	1,322	6,282	3,463
中間(当期)純利益 (千円)	2,456	2,867	876	4,299	2,520
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	43,500	43,500	43,500	43,500	43,500
純資産額 (千円)	725,860	730,570	731,099	727,703	730,223
総資産額 (千円)	799,577	807,297	802,355	801,155	807,545
1株当たり純資産額 (円)	16,686.44	16,794.73	16,806.89	16,728.81	16,786.75
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	56.48	65.92	20.14	98.85	57.94
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	90.8	90.5	91.1	90.8	90.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	26,305	15,888	2,114	1,196	24,053
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	12,203	1,793	971	3,382	2,046
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	2,796	2,317	2,387	4,720	4,809
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	6,740	52,916	57,094	41,139	58,337
従業員数 (名)					

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の関係会社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和4年6月30日現在

従業員数(名)

(注) 当社は、南部富士カントリークラブの運営会社であります株式会社南部富士カントリークラブに経理及び株式に関する事務並びに資産管理に関する業務を委託しているため、従業員はおりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

2 【事業等のリスク】

(1) 当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

(2) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社においては、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等 (1) 中間財務諸表 注記事項 (継続企業の前提に関する事項)」に記載しているとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況は、当社の経営成績及び財政状態が親会社である株式会社南部富士カントリークラブに依存していることを起因として発生しております。親会社は、当該状況を解消すべく経営計画を策定し、当該計画に基づいて経営改善を実施し、収益力の更なる強化及び資金調達を含めた資金繰りの安定化への対応を進めております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、ワクチン接種等の効果もあり、一部で持ち直しの動きがみられたものの、新たな変異株による感染再拡大により企業活動や個人消費は厳しい状況で推移しました。また、原油、原材料価格の高騰、円安の影響などに加え、ロシア、ウクライナ情勢による地政学的リスクの上昇が懸念され、先行きは不透明な状況が続いております。

ゴルフ場業界におきましては、幅広い年代において新規ゴルファーが増加しており、入場者数は増加傾向にあります。岩手県ゴルフ連盟加盟18クラブの1月から6月までの入場者数は、冬期間の降雪の影響で3月までの入場者数は昨年比36.0%減少しましたが、4月以降は順調に推移し、昨年比3.5%減少となっております。

このような状況の中、当ゴルフ場の運営会社であります株式会社南部富士カントリークラブにおきましては、6月にカートナビゲーションシステムを導入し、新たなプレースタイルの構築に取り組みつつ、コースコンディションの良化並びにお客様サービスの向上に努めてまいりました。

a . 財政状態の状況

(資産)

流動資産は、前事業年度末に比べ1,247千円減少し、57,114千円となりました。これは主に、現金及び預金の減少によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ3,943千円減少し、745,240千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による増加及び減価償却による有形固定資産の減少によるものであります。

以上の結果、資産合計は、前事業年度末に比べ5,190千円減少し、802,355千円となりました。

(負債)

流動負債は、前事業年度末に比べ7,871千円減少し、13,092千円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金の減少によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ1,805千円増加し、58,163千円となりました。これは主に、長期借入金の増加によるものであります。

以上の結果、負債合計は、前事業年度末に比べ6,066千円減少し、71,255千円となりました。

(純資産)

純資産は、前事業年度末に比べ876千円増加し、731,099千円となりました。これは、中間純利益の計上によるものであります。

b . 経営成績の状況

当中間会計期間における売上高は30,000千円(前年同期比増減なし)、売上原価の増加により営業利益は244千円(前年同期比90.9%減)、同様の理由により経常利益1,322千円(前年同期比65.6%減)、中間純利益876千円(前年同期比69.4%減)となりました。

セグメントの業績については、不動産賃貸事業の単一セグメントにつき記載しておりません。

キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前中間純利益1,322千円、減価償却費4,884千円により、2,114千円の収入(前年同期は15,888千円の収入)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出971千円により、971千円の支出(前年同期は1,793千円の支出)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは主にリース債務の返済による支出2,283千円により、2,387千円の支出(前年同期は2,317千円の支出)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前事業年度末に比べ1,243千円減少し、57,094千円となりました。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

当中間会計期間の販売実績は、次に示すゴルフ場施設の賃貸料であります。

売上区分	金額(千円)	前年同期比(%)
施設賃貸料	30,000	100.0
計	30,000	100.0

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)南部富士カントリークラブ	30,000	100.0	30,000	100.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の運転資金需要の主なものは、当社には専属の従業員がいないため会社運営に係る外注費のための業務委託費であります。設備資金需要の主なものは、不動産管理が主となるため建物、構築物、ゴルフコース設備等の維持管理費等であります。運転資金や設備資金に必要な資金は、自己資金のほか、必要に応じて銀行借入により調達しております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	174,000
計	174,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和4年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (令和4年9月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	43,500	43,500	非上場	単元株制度を採用しておりません。
計	43,500	43,500		

(注) 株式の譲渡制限に関する規定は次のとおりであります。

当社の発行する全部の株式について、会社法第107条第1項第1号に定める内容を定めており、当該株式の譲渡又は取得について取締役会の承認を要する旨を定款第8条において定めております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和4年6月30日		43,500		100,000		282,926

(5) 【大株主の状況】

令和4年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社南部富士カントリーク ラブ	岩手県八幡平市大更47 - 34 - 2	27,771	63.84
森澤 良久	岩手県盛岡市	390	0.90
八角 有紀	岩手県盛岡市	90	0.21
株式会社岩手銀行	岩手県盛岡市中央通 1 - 2 - 3	78	0.18
村川 和子	岩手県盛岡市	77	0.18
岩手トヨペット株式会社	岩手県盛岡市上田 2 - 19 - 40	70	0.16
ネットトヨタ岩手株式会社	岩手県盛岡市東仙北 2 - 13 - 35	70	0.16
土谷 正彦	岩手県八幡平市	70	0.16
株式会社アイピーシー岩手放送	岩手県盛岡市志家町 6 - 1	64	0.15
菱和建设株式会社	岩手県盛岡市みたけ 1 - 6 - 30	60	0.14
計		28,740	66.07

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和4年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 43,500	43,500	
単元未満株式			
発行済株式総数	43,500		
総株主の議決権		43,500	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和4年1月1日から令和4年6月30日まで)の中間財務諸表について、シティア公認会計士共同事務所 公認会計士 中村勝典および公認会計士 土居明史により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	58,337	57,094
その他	23	19
流動資産合計	58,361	57,114
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,2 31,494	1,2 30,151
構築物(純額)	1 4,865	1 4,533
土地	2 691,948	2 691,948
その他(純額)	1 20,787	1 18,548
有形固定資産合計	749,095	745,181
投資その他の資産	88	59
固定資産合計	749,184	745,240
資産合計	807,545	802,355
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2 6,417	2 2,511
リース債務	4,566	4,314
未払法人税等	704	424
その他	3 9,276	3 5,842
流動負債合計	20,964	13,092
固定負債		
長期借入金	2 51,232	2 55,138
リース債務	5,056	3,025
その他	69	
固定負債合計	56,358	58,163
負債合計	77,322	71,255
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	282,926	282,926
その他資本剰余金	183,011	183,011
資本剰余金合計	465,937	465,937
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	164,285	165,161
利益剰余金合計	164,285	165,161
株主資本合計	730,223	731,099
純資産合計	730,223	731,099
負債純資産合計	807,545	802,355

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
売上高	30,000	30,000
売上原価	3 15,826	3 18,326
売上総利益	14,173	11,673
販売費及び一般管理費	11,485	11,428
営業利益	2,687	244
営業外収益	1 2,054	1 1,977
営業外費用	2 900	2 900
経常利益	3,841	1,322
税引前中間純利益	3,841	1,322
法人税、住民税及び事業税	1,354	424
法人税等調整額	380	21
法人税等合計	974	445
中間純利益	2,867	876

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	282,926	183,011	465,937	161,765	161,765	727,703	727,703
当中間期変動額								
中間純利益					2,867	2,867	2,867	2,867
当中間期変動額合計					2,867	2,867	2,867	2,867
当中間期末残高	100,000	282,926	183,011	465,937	164,632	164,632	730,570	730,570

当中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	282,926	183,011	465,937	164,285	164,285	730,223	730,223
当中間期変動額								
中間純利益					876	876	876	876
当中間期変動額合計					876	876	876	876
当中間期末残高	100,000	282,926	183,011	465,937	165,161	165,161	731,099	731,099

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	3,841	1,322
減価償却費	5,042	4,884
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	900	900
未払金の増減額(は減少)	2,234	1,324
未払消費税等の増減額(は減少)	365	210
その他	1,684	1,859
小計	14,069	3,712
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	893	893
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,712	704
営業活動によるキャッシュ・フロー	15,888	2,114
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,793	971
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,793	971
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	2,213	2,283
割賦債務の返済による支出	103	103
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,317	2,387
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	11,777	1,243
現金及び現金同等物の期首残高	41,139	58,337
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 52,916	1 57,094

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社の経営成績及び財政状況は、親会社である株式会社南部富士カントリークラブに依存しております。親会社は営業利益段階において前事業年度(令和3年12月期)は4,772千円の営業損失を計上し、当該事業年度(令和4年12月期)におきましても新型コロナウイルス感染症の影響により、中間会計期間末時点で当事業年度の営業利益の黒字化は不透明であります。また、令和4年6月30日現在において償還期限の到来している長期預り金が741,600千円あり、その償還に伴う財務活動によるキャッシュ・フロー支出をまかなうだけの営業活動によるキャッシュ・フローを獲得できておりません。現時点で金融機関融資、スポンサー企業からの出資等、多様な資金調達方法を検討していますが、いずれも機関決定されておらず、その成否も不明な状況です。これらの状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

親会社は当該状況を解消すべく入場者増加による営業収入のさらなる増加、経費の一層の合理化推進を骨子とした経営計画に加え、収益力の更なる強化および資金調達を含めた資金繰りの安定化を図っている途上であります。償還期限が到来した長期預り金の返還請求に対する対応策も別途検討しておりますが、現時点では、いずれも機関決定されておらず、また、その成否も不明の状況です。

なお、引き続き岩手県中小企業活性化協議会の支援を受け、令和3年9月24日付にて取引先金融機関から事業再生計画に同意を頂き、当該借入債務については令和4年3月末日まで元金返済を猶予して頂いておりましたが、期日が再度延長され令和5年3月末日まで元金返済を猶予して頂いております。

以上の状況の下、当社の借入金についても引き続き岩手県中小企業活性化協議会の支援を受け、令和3年9月24日付にて取引先金融機関から事業再生計画について同意を頂き、令和4年3月末日まで元金返済を猶予して頂いておりましたが、期日が再度延長され令和5年3月末日まで元金返済を猶予して頂いており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、中間財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～38年
構築物	6年～22年
機械及び装置	3年～17年
車両運搬具	2年～5年
工具器具備品	2年～15年

(2) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

(賃貸事業)

親会社である株式会社南部富士カントリークラブヘゴルフ場施設を賃貸しており、賃貸契約期間にわたり時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、賃貸期間にわたり収益を認識しております。

3. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、随時引き出し可能な預金であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、当中間会計期間において、中間財務諸表の損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間会計期間の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。これによる当中間会計期間における期首の繰越利益剰余金に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち当中間会計期間に係る比較情報については記載していません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式、及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年3月6日内閣府令第9号)附則第3条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することが困難な状況にあります。当社は、入手可能な情報に基づき、当該影響が概ね継続するものとして当中間会計期間の繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っております。

なお、今後の状況次第では当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
有形固定資産の 減価償却累計額	312,369千円	317,254千円

2 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(1) 担保提供資産

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
建物	15,819千円	15,199千円
土地	691,948千円	691,948千円
計	707,768千円	707,148千円

(2) 担保付債務

	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	6,417千円	2,511千円
長期借入金	51,232千円	55,138千円
計	57,649千円	57,649千円

(前事業年度)

上記の資産は、親会社の借入金220,142千円の担保に供しております。

(当中間会計期間)

上記の資産は、親会社の借入金220,142千円の担保に供しております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
貸貸収入	2,021千円	1,977千円
雑収入	32千円	0千円

2 営業外費用の主要項目

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
支払利息	900千円	900千円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
有形固定資産	5,042千円	4,884千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

・前中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	43,500			43,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

・当中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	43,500			43,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
現金及び預金	52,916千円	57,094千円
現金及び現金同等物	52,916千円	57,094千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

ホイールローダ(車両運搬具)、シバウラ フロントモア、TORO 5連リールモア、TORO トーナメントローラー、TORO 乗用グリーンモアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(令和3年12月31日)

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	57,649	57,649	
負債計	57,649	57,649	

(注) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間(令和4年6月30日)

	中間貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	57,649	57,649	
負債計	57,649	57,649	

(注) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間(令和4年6月30日)

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間(令和4年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)		57,649		57,649
負債計		57,649		57,649

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金(1年内返済予定を含む)

変動金利による借入金は短期間で金利を見直しており、時価は帳簿価額と近似することから、当該帳簿価額によっております。固定金利による借入金は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。時価はレベル2に分類しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:千円)

		前事業年度 (自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
中間貸借対照表計上額 (貸借対照表計上額)	期首残高	731,968	728,308
	期中増減額	3,660	1,675
	中間期末 (期末)残高	728,308	726,632
中間期末(期末)時価		679,880	714,329

(注1) 中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 期中増減額のうち、前事業年度の主な要因は、減価償却(3,660千円)による減少であります。

当中間会計期間の主な減少は、減価償却(1,675千円)による減少であります。

(注3) 中間期末(期末)の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

(単位:千円)

	施設賃貸収入	合計
一定の期間にわたり移転されるサービス	30,000	30,000
顧客との契約から生じる収益	30,000	30,000
外部顧客への売上高	30,000	30,000

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)2.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の全てであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、全て本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、全て本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社南部富士カントリークラブ	30,000	不動産賃貸事業

当中間会計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の全てであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社の外部顧客への売上高は、全て本邦におけるものであります。

(2) 有形固定資産

当社の有形固定資産は、全て本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社南部富士カントリークラブ	30,000	不動産賃貸事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和3年12月31日)	当中間会計期間 (令和4年6月30日)
(1) 1株当たり純資産額	16,786円75銭	16,806円89銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	730,223	731,099
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)		
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額(千円)	730,223	731,099
普通株式の発行済株式数(株)	43,500	43,500
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	43,500	43,500

項目	前中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
(2) 1株当たり中間純利益	65円92銭	20円14銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	2,867	876
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間純利益(千円)	2,867	876
普通株式の期中平均株式数(株)	43,500	43,500

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第18期(自 令和3年1月1日 至 令和3年12月31日)令和4年3月31日東北財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年9月26日

南部富士株式会社
取締役会 御中

シティア公認会計士共同事務所

東京都千代田区

公認会計士 中 村 勝 典

公認会計士 土 居 明 史

中間監査意見

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている南部富士株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第19期事業年度の中間会計期間(令和4年1月1日から令和4年6月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私たちは、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して南部富士株式会社の令和4年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(令和4年1月1日から令和4年6月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私たちの責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は親会社である株式会社南部富士カントリークラブに依存しており、親会社は、前事業年度(令和3年12月期)は4,772千円の営業損失を計上し、当事業年度(令和4年12月期)においても新型コロナウイルス感染症の影響により、中間会計期間末時点で当事業年度の営業利益の黒字化は不透明である。また、令和4年6月30日現在において償還期限が到来している長期預り金が741,600千円あり、その償還に伴う財務活動によるキャッシュ・フロー支出をまかなうだけの営業活動によるキャッシュ・フローを獲得していない状況にあり、金融機関融資、スポンサー企業からの出資等、多様な資金調達方法を検討しているが、現時点では、いずれも機関決定されておらず、また、その成否も不明の状況である。なお、引き続き岩手県中小企業活性化協議会の支援を受け、令和3年9月24日付にて取引先金融機関から事業再生計画の同意を得、当該借入債務について令和4年3月末日までの元金返済猶予を受けていたが、その期日を令和5年3月末日まで再度元金返済を猶予された。

以上の状況の下、会社借入金についても引き続き岩手県中小企業活性化協議会の支援を受け、令和3年9月24日付にて取引先金融機関から事業再生計画について同意を得、当該借入債務について令和4年3月末日までの元金返済猶予を受けたが、その期日を令和5年3月末日まで再度元金返済を猶予された。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間財務諸表には反映されていない。

当該事項は、私たちの意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間監査財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。